

多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針

1 取組の推進に関する基本的考え方

(1) 本県におけるこれまでの取組

本県では、平成 19 年度の農地・水・環境保全向上対策導入時から、経営所得安定対策等を総合的に推進するとともに、一定の方向性を持った施策となるよう、農家等への普及啓発、行政、団体との連携を行い、農地・水保管理支払、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策という一連の施策を連携し円滑な推進を図ってきた。

また、地域ぐるみの農地・農業用施設のきめ細やかな維持保全活動、生態系保全や景観形成などの農村環境向上活動、農業用施設の長寿命化を図る向上活動が全県的に取り組まれた。これらの活動が地域の参画と協働を促した結果、農村コミュニティの向上や非農業者の参画による担い手への負担軽減など農村地域の活性化に貢献してきた。

(2) 「ひょうご農林水産ビジョン2025」における位置づけ

本県では、平成 28 年 3 月に策定した「ひょうご農林水産ビジョン2025」（以下ビジョンという。）において「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開」を目指すべき姿とし、①需要に応える農業の競争力強化と持続的発展、②木材の有効利用と森林の保全・再生、③豊かな海の再生と水産業・浜の活性化、④新たな価値創出による需要の開拓、⑤活力ある農村づくりの推進、⑥食と「農」に親しむ楽農生活の推進の基本方針を定め、広く県民の参画と協働を得ながら、攻めの姿勢で諸施策に取り組んでいる。

多面的機能支払は、ビジョン実現のための施策項目「需要に応える農業の競争力強化と持続的発展」と「活力ある農村づくりの推進」の具体的な推進方策として位置づけられている。

共同活動による地域資源の適切な維持・保全による農業・農村の多面的機能の発揮を図るとともに、担い手が継続して営農できる環境づくりを推進する役割を担っている。併せて、集落営農を目指す組織へ誘導することを通じ、地域農業の維持・発展を下支えするものである。

(3) 取組の推進方向

ビジョンにおける位置づけを踏まえ、引き続き活力ある地域農業の維持・発展に資するため、農業を強化する産業施策と車の両輪となる地域施策である多面的機能支払を活用し、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の維持・保全や多面的機能の増進、農地周りの水路等施設の長寿命化の活動を支援する。

また、これらの活動と併せて「人・農地プラン」作成や農地中間管理事業に取り組むよう集落に助言・指導することにより、集落営農など担い手への農地利用の集積・集約化を後押しする。

なお、更なる農業・農村の多面的機能の発揮を図るため、農振農用地区域外の多面的機能維持の観点から必要な農用地についても、農地維持支払の対象として取り組むこととする。

2 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下実施要領という。）別記1－2の国が定める活動指針に準じるものとする。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

① 地域資源の基礎的保全活動

実施要領別記1－2の第2の1の(1)から(3)と同じとする。

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

実施要領別記1－2の第2の1の(4)と同じとする。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

① 地域資源の基礎的保全活動

区分	活動要件の設定
活動指針の構成	研修
テーマ	地域内での話合い
取組	地域資源保安全管理構想の作成・見直しを行うための話合い
取組内容	・地域資源の適切な保安全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保安全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話合いを行うこと。
活動要件	毎年度、実施する
区分	取組の追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	農用地
活動項目	畦畔・農用地法面等
取組	融雪排水促進のための対策
取組内容	・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）
活動要件	－
区分	取組の追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	水路
活動項目	施設の適正管理
取組	水路の積雪被害防止
取組内容	・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）
活動要件	－
区分	取組の追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	農道
活動項目	施設の適正管理
取組	農道の除排雪
取組内容	・活動計画書に位置付けた農道について、急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）
活動要件	－

- ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
特になし。

エ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件
兵庫県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

対象組織への農地維持支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、イに規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

イ 農地維持支払交付金の交付単価

地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	1,500円	750円	750円	3,000円
畑	1,000円	500円	500円	2,000円
草地	125円	62.5円	62.5円	250円

(3) 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、新たに小規模集落（農村振興局長が別に定める基準を満たす集落）が保全管理する区域の農用地を追加した場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において小規模集落が保全管理する区域の農用地を含める場合に加算できる交付単価（以下「小規模集落支援」という）は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

ただし、1小規模集落あたりの交付額は、20万円（うち国の助成10万円）/年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円（うち国の助成20万円）/年を上限とする。

また、事業計画に定める活動期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該活動期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	500円	250円	250円	1,000円
畑	300円	150円	150円	600円
草地	40円	20円	20円	80円

(4) 交付金の算定の対象とする農用地

次の各号の農用地の内、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の実施期間中の保全が図られる農用地を交付金の算定の対象とする。

- ① 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）に基づく生産緑地地区内の農用地
- ② 県若しくは市町の条例、契約、計画若しくは法律等（以下条例等という。）に基づき農業の多面的機能（平成 13 年 11 月 1 日付日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」が示すものをいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の維持・発揮のための取組が行われる農用地又はため池等と一体的に保全を図る必要がある農用地（参考 1）
- ③ 農業の多面的機能の全部又は一部の維持・発揮のための取組が農地維持活動を行う農振農用地区域内の農用地と一体的に行われる農用地

(5) その他必要な事項
特になし。

3 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上のための共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記 1 - 2 の国が定める活動指針に準じるものとする。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

① 施設の軽微な補修

実施要領別記 1 - 2 の第 2 の 2 の (1) から (2) 及び (4) と同じとする。

② 農村環境保全活動

実施要領別記 1 - 2 の第 2 の 2 の (3) と同じとする。

③ 多面的機能の増進を図る活動

実施要領別記 1 - 2 の第 2 の 2 の (5) と同じとする。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

① 施設の軽微な補修

特になし。

② 農村環境向上活動

区 分	取組内容の追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	資源循環
取 組	地域資源の活用・資源循環のための活動
取組内容	「太陽光発電施設の適正管理」 ・地域内にある農地やため池等の農業用施設を活用した太陽光発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、太陽光発電の導入に向けた実験活動を行うこと。
活動要件	・発電施設の維持管理を対象組織が実施している。 ・発電による収益が、全て本制度の対象となる活動経費に充てられている。

③ 多面的機能の増進を図る活動

特になし。

エ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

兵庫県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 2 のとおりとする。

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

対象組織への資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、イに規定する交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合、実施要領第2の9に定める場合を除き、ウに規定する交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

なお、兵庫県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払交付金又は多面的機能支払交付金制度に基づく協定により共同活動を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に取り組む対象農用地）は、基本単価の7.5割とする。

イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,200円	600円	600円	2,400円
	畑	720円	360円	360円	1,440円
	草地	120円	60円	60円	240円
継続地区及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地の交付単価	田	900円	450円	450円	1,800円
	畑	540円	270円	270円	1,080円
	草地	90円	45円	45円	180円

ウ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合の交付単価

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,000円	500円	500円	2,000円
	畑	600円	300円	300円	1,200円
	草地	100円	50円	50円	200円
継続地区及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地の交付単価	田	750円	375円	375円	1,500円
	畑	450円	225円	225円	900円
	草地	75円	37.5円	37.5円	150円

(3) その他必要な事項

特になし。

4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設・対象活動等

ア 基本的考え方

実施要領別記1-2に定める施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する国の指針に準じるものとする。

また、担い手の育成・確保、経営発展と集落が管理する水路・農道等の施設の長寿命化を目的として、対象組織が地域の将来の営農状況や整備状況を見据えて計画的に実施する補修又は更新を活動対象とする。

特に、農道に係る活動については、整備後の農道を更新等活動の対象とする。整備後の農道は、土地改良設計基準「農道」を参考とし、全幅2.5m以上の農道とする。

ため池の補修・更新等については、兵庫県ため池の保全等に関する条例（平成27年4月1日施行、兵庫県条例第18号）に基づき、適正に実施するものとする。

農地に係る施設についても、地域の合意により事業計画に位置付けた場合、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る施設については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象とすることができるものとする。

イ 地域の状況に応じて追加する対象施設・対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	
項目の追加	集落が管理する施設	水路	補修	バルブの補修	
			更新等	バルブの更新	
			補修	取水施設の補修	
			更新等	取水施設の更新	
			補修	除塵施設の補修	
		農道	補修	橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の補修	
			更新等	橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の設置、更新	
			ため池	補修	堆積土砂の浚渫
		農地に係る施設	排水施設	更新等	暗渠排水の設置、更新
				補修	一筆排水の補修
	更新等			一筆排水の設置、更新	
	取水施設		補修	一筆給水栓の補修	
			更新等	一筆給水栓の設置、更新	
	管理用施設		補修	鳥獣害防護柵の補修	
			更新等	鳥獣害防護柵の設置、更新	
			更新等	法面の管理用小段設置	
	農地		更新等	遊休農地の解消	
			更新等	畦畔の除去	
	生態系保全施設	更新等	生態系保全施設の設置、更新		

ウ 対象施設・対象活動に関する指針

兵庫県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) その他必要な事項

特になし。

5 広域協定の規模

兵庫県においては、販売農家のうち第2種兼業農家の割合は68%と全国平均の54%を上回っており、1経営体あたりの経営耕地面積は1.08haで全国平均の半分以上と小規模な農業経営となっている。

また、平成28年度の県内の活動組織の1組織あたりの平均取組面積は、全国平均の77haを大きく下回る26haであり、その9割が1集落で占めている。

これらのことから、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度又は100ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

さらに中山間地域等条件不利地域においては、50ha以上の規模もしくは、協定に参加する集落が3集落以上を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

「中山間地域等条件不利地域」とは、次に掲げるア～カのいずれかに該当する地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項に基づき公示された過疎地域

エ 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

オ 半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

カ 農林統計に用いる地域区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域

6 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

県庁・県民局及び県民センター（土地改良事務所・センター、農林（水産）振興事務所、農業改良普及センター）・市町・関係団体が連携のもと、本交付金の推進と共に「集落営農を目指す組織」への誘導や人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の推進を誘導するなど他の農業振興施策との一体的推進を図る。（参考2）。

特に人・農地プランの策定については、持続可能な力強い農業の実現に向けて取り組むべき喫緊の課題であることから、市町ごとに設置される地域農業再生協議会との連携を図る。

(2) 兵庫県多面的機能発揮推進協議会

ア 推進協議会の役割

推進協議会は、主として対象組織を対象とした指導・助言や県及び市町が個別に行うよりも推進協議会が一括して行うことにより効率化が図られる事業制度の普及等、県及び市町の事業推進を支援する組織として位置づける。

イ 推進協議会の体制（参考3）

多面的機能発揮促進事業の効果的な推進を図るため、県・市町・兵庫県土地改良事業団体連合会・兵庫県農業協同組合中央会が参画し、多様な知見を活かすことのできる推進体制とする。

ウ 推進協議会における各団体の役割

推進協議会内における各団体の役割は以下のとおり。

① 兵庫県の役割

多面的機能発揮促進事業の推進に向けて、推進協議会が行うべき事業について、県内の状況を踏まえた企画や意見等を総会や幹事会で提案する等、総合的な観点から推進協議会の運営に関与する。

② 市町の役割

多面的機能発揮促進事業の推進に向けて、推進協議会が行うべき事業について、自らの市町の状況を踏まえた企画や意見等を総会や幹事会で提案する等、現場の視点から推進協議会の運営に関与する。

③ 土地改良事業団体連合会の役割

土地改良事業団体連合会は、推進協議会の業務を執行する事務局を運営するとともに、推進協議会の事務を受託して実施する。

④ 兵庫県農業協同組合中央会の役割

兵庫県農業協同組合中央会は、J Aグループ兵庫を代表する機関として、農業経営や担い手育成等に関する知見を活かして、推進協議会の業務への協力を行う。

(3) 関係団体の事務分担（参考4）

ア 兵庫県

- ① 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（法基本方針）の策定
- ② 兵庫県の多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の策定
- ③ 本交付金の実施状況の点検・対象組織の取組の評価を行う第三者委員会の設置・運営
- ④ 市町、推進協議会への交付金の交付
- ⑤ 推進、指導
- ⑥ その他必要となる事務

イ 市町（別紙4：市町一覧）

- ① 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する促進計画の策定
- ② 管内の対象組織との事業計画の認定又は広域活動組織の広域協定の審査・認定
- ③ 毎年度、対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況の確認
- ④ 対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- ⑤ 推進、指導
- ⑥ その他必要となる事務

ウ 推進協議会

- ① 県の事業推進に関する支援
- ② 市町の事業推進に関する支援
- ③ その他必要となる支援

(4) 市町等への推進交付金の交付の方法（参考5）

管内市町及び推進協議会への推進交付金については、国から県に交付を受けた額のうち、それぞれの推進事業の実施に必要な経費を兵庫県多面的機能支払推進事業交付金交付要綱に従い、県から市町及び推進協議会に交付するものとする。

- (5) その他必要な事項
特になし

7 その他

(1) 実績確認における基本方針の適用

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付金旧26要綱」という。）に基づき平成26年度に交付された交付金の実績確認等については、兵庫県多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（平成26年4月11日付け近整第9号農政局同意。以下、「旧基本方針」）に基づき実施する。

(2) 実績報告における地域協議会の対応

「交付金旧26要綱」に基づき平成26年度に交付された交付金の実績報告等については、平成26年度まで事業実施主体として国から交付金の交付を受けていた地域協議会が行うものとする。

(3) 3の(1)イの③については、平成28年度までに多面的機能の増進を図る活動をふくんだ事業計画の認定を受けた対象組織について、当該事業計画に定める実施期間中はこれを適用しないものとする。

【添付資料】

- (参考1) 県が定める多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）の対象農用地の具体例
- (参考2) 関係団体の事務分担表
- (参考3) 兵庫県における多面的機能支払推進体制
- (参考4) 実施体制図
- (参考5) 兵庫県における推進協議会執行体制
- (別紙1) 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件
- (別紙2) 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件
- (別紙3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針
- (別紙4) 市町一覧

県が定める多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）の対象農用地の具体例

1 基本方針 2（3）②の具体例

- ・ 総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地
- ・ 兵庫県ため池整備構想に基づくため池協議会活動を行うため池の受益農地
- ・ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）に基づく環境形成地域の第3号区域（田園環境）内の農用地
- ・ 景観の形成等に関する条例（景観条例）に基づく景観形成地区の内、景観形成等の基本方針に農村景観や田園風景の形成が謳われている地区内の農用地
- ・ 都市計画法に基づき市町が作成する都市計画マスタープランにおいて、農地の保全が位置づけられた地域内の農用地

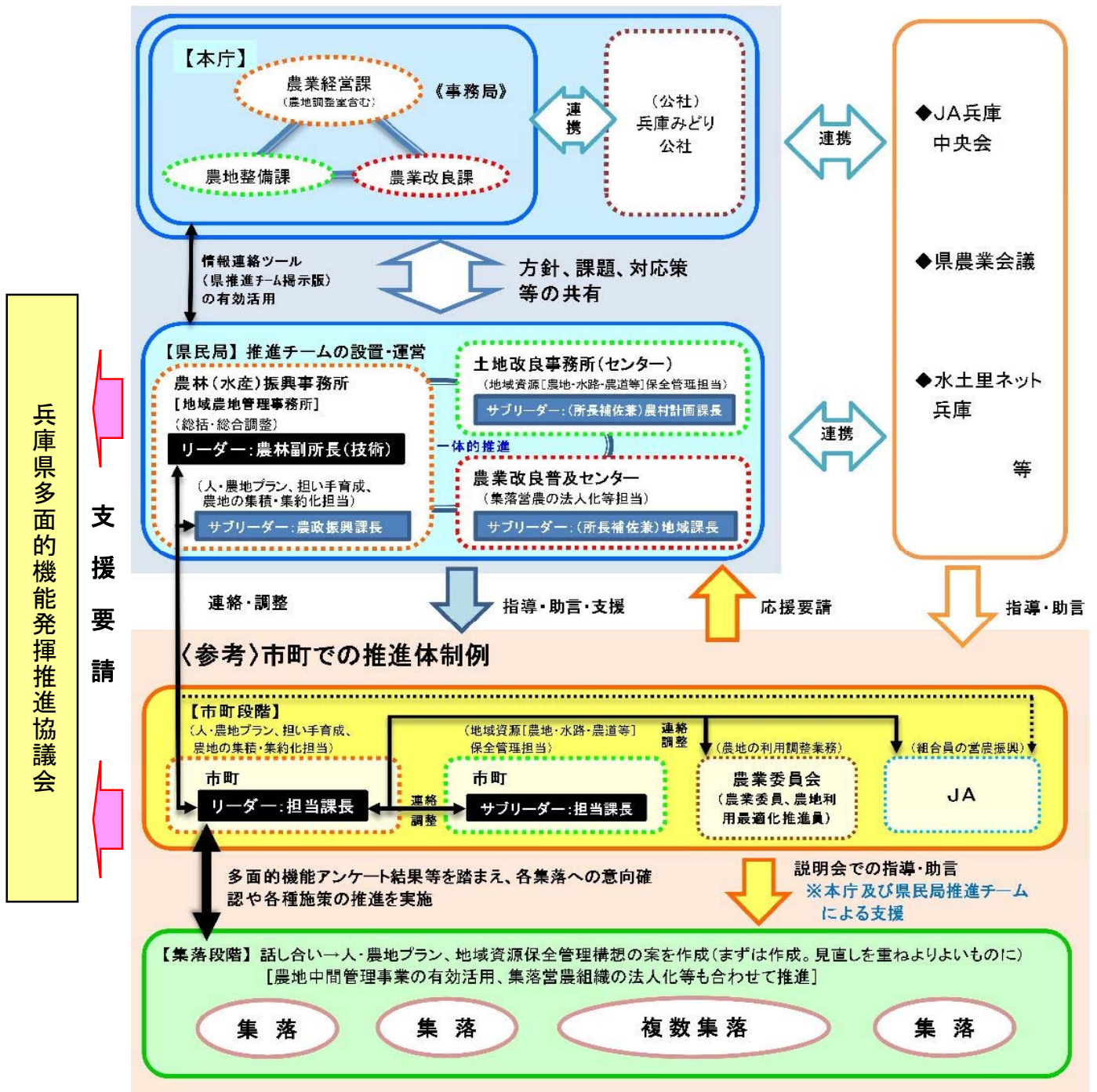
など

2 基本方針 2（3）③の具体例

- ・ 活動対象地として協定に定められていたが、農振農用地区域外であったため、これまで交付対象外となっていた農用地

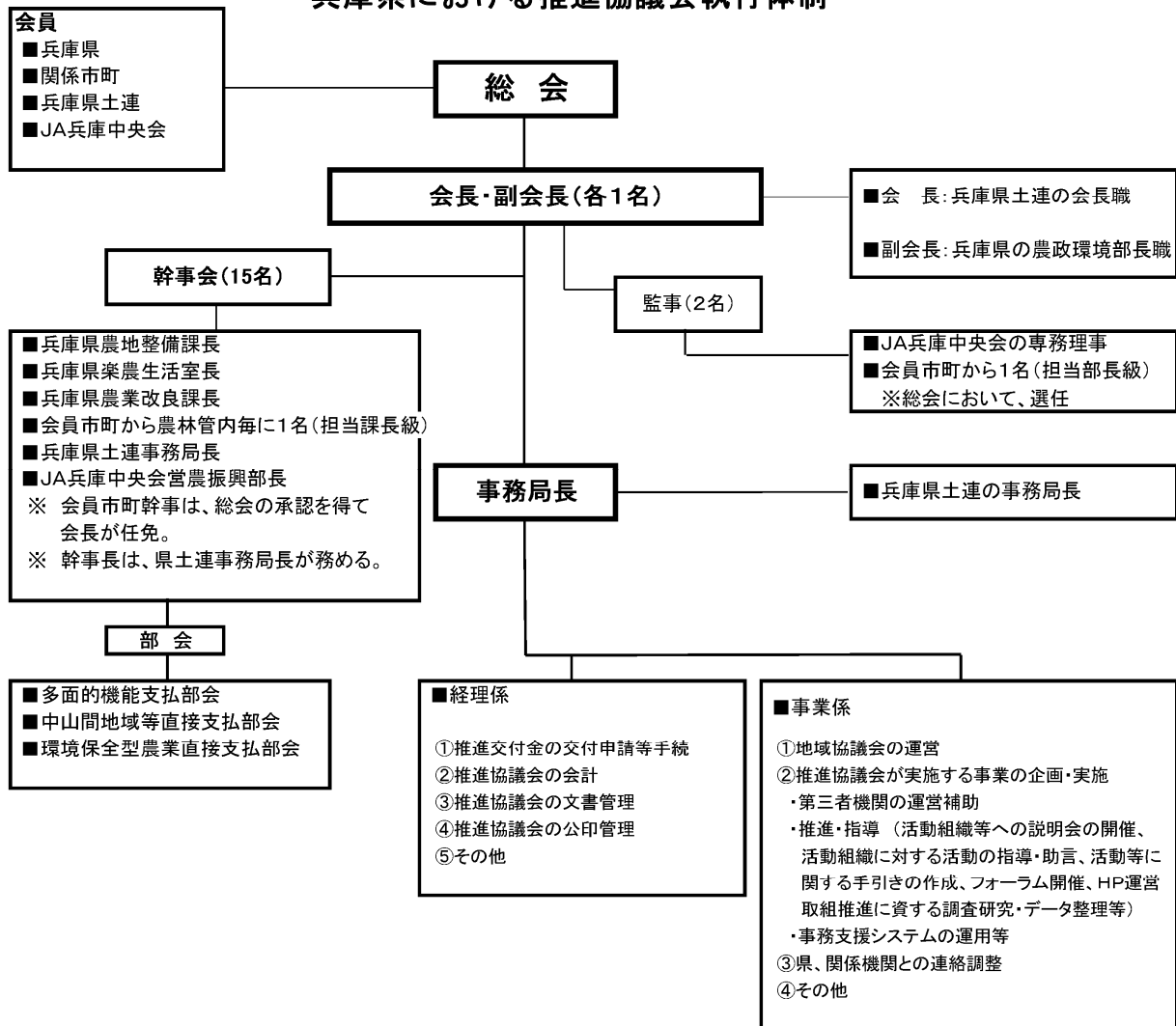
など

兵庫県における多面的機能支払推進体制



1 組織体制

兵庫県における推進協議会執行体制



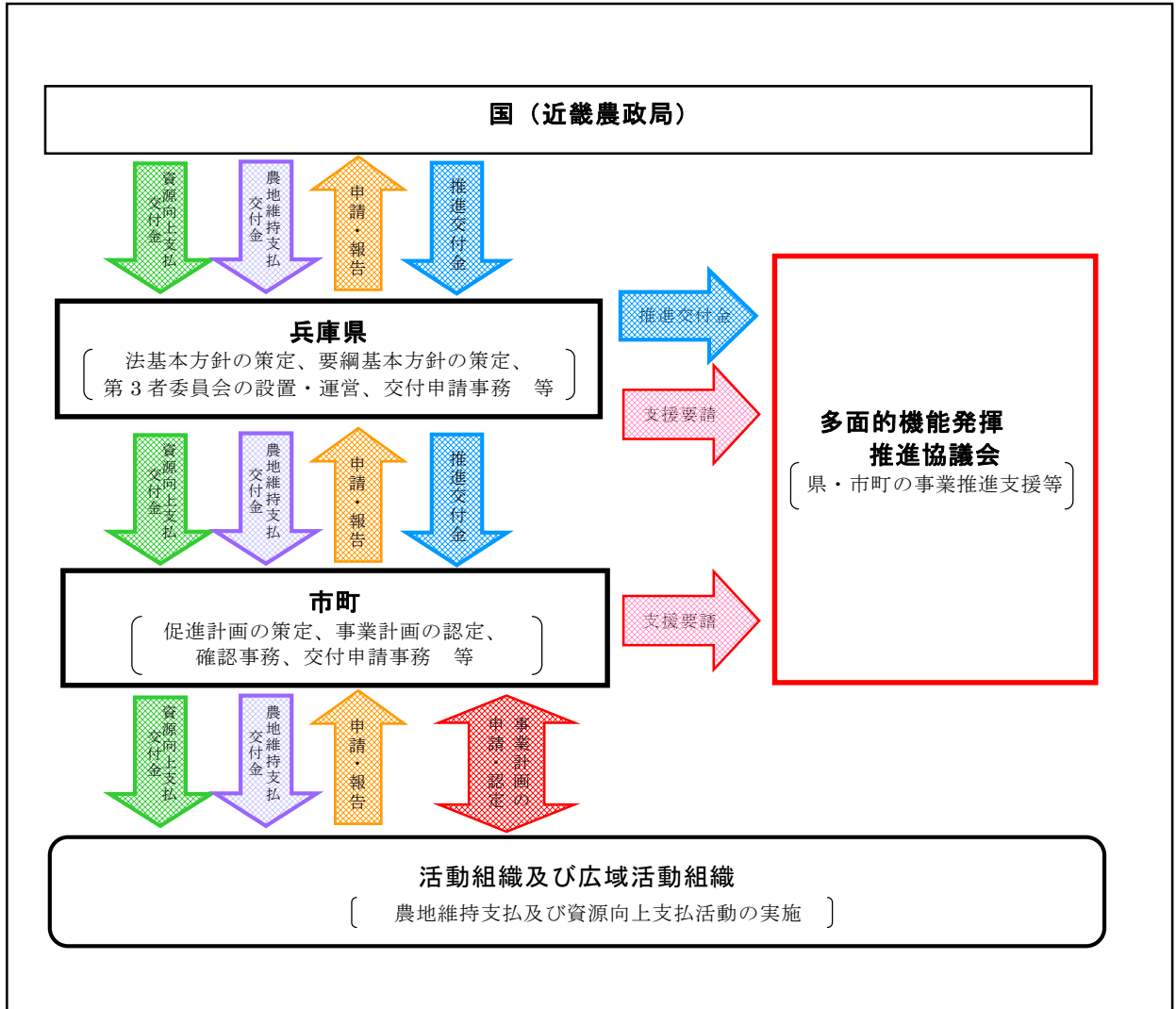
2 事務局

係名	所属団体	役職	氏名	備考
事務局長	兵庫県土連	事務局長		
経理係	兵庫県土連	係長	経理課長	
		係員		
事業係	兵庫県土連	係長	総務課長	
		係員		
		係員		

関係団体の事務分担表

事業内容	実施主体			備考
	兵庫県	関係市町	推進協議会	
多面的機能支払交付金				
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者委員会の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1)事業計画の指導、審査		○		
(2)事業計画の認定		○		
6. (1)広域協定の指導、審査		○		
(2)広域協定の認定		○		
7. (1)実施状況確認		○		
(2)実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1)活動組織等への説明会（事業制度等）	○	○	○	
(2)活動に関する指導、助言 ①研修会（補修技術、書類作成、パソコン・ソ フトの使い方、組織運営、安全管理等） ②ひょうご水土里のふるさとフォーラム の開催 ③みどり豊かなふるさと大賞（優良地区表 彰）	○	○	○	
(3)推進に関する手引き等の作成 （啓発資料・質疑応答集・新聞・ホームページ 優良事例集・通達集の作成等）	○	○	○	
(4)活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1)交付申請書等の審査		○		
(2)通知、交付		○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				
(1)各種調査研究、データ整理等	○	○	○	
(2)その他必要な事項	○	○	○	

実施体制図



農地維持支払い交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

第1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針			活動要件	
活動項目	取組			
点検 ・計画 策定	点検	【農用地】 <input type="checkbox"/> 遊休農地等の発生状況の把握 【水路（開水路、パイプライン）】 <input type="checkbox"/> 施設の点検 【農道】 <input type="checkbox"/> 施設の点検 【ため池（管理道路含む）】 <input type="checkbox"/> 施設の点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地等の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	
	年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定		点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年度実施する。
実践 活動	農用地	遊休農地発生防のための保全管理	<input type="checkbox"/> 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。 正、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。
		畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面等の草刈り <input type="checkbox"/> 防風林の枝払い・下草の草刈り <input type="checkbox"/> 融雪排水促進のための対策	
		施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理 <input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理	
		異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
	水路（開水路・パイプライン）	水路の草刈り	<input type="checkbox"/> 水路の草刈り <input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り	
		水路の泥上げ	<input type="checkbox"/> 水路の泥上げ <input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥上げ	
		施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油 <input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 水路の積雪被害防止	

		異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
農道		路肩・法面の草刈り	<input type="checkbox"/> 路肩・法面の草刈り	
		側溝の泥上げ	<input type="checkbox"/> 側溝の泥上げ	
		施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 路面の維持 <input type="checkbox"/> 農道の除排雪	
		異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
		ため池		
ため池		ため池の草刈り	<input type="checkbox"/> ため池の草刈り	
		ため池の泥上げ	<input type="checkbox"/> ため池の泥上げ	
		附帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・除塵 <input type="checkbox"/> 管理道路の管理 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理	
		異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	
研修		事務・組織運営等の研修	<input type="checkbox"/> 活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	事務・組織運営等に関する研修について、活動期間中に1回以上実施する。
		地域内での話合い	<input type="checkbox"/> 地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話合い	毎年度1回以上実施する。

(2) 地域資源の適切な保全活動のための推進活動

活動項目	取組	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	<input type="checkbox"/> 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 <input type="checkbox"/> 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 <input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 <input type="checkbox"/> 地域住民等（集落外住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 <input type="checkbox"/> 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	該当する取組を選択し、毎年度実施する。

第2 取組の説明

1 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

1) 点検・計画策定

ア 点検

【農用地に関する取組内容】

□遊休農地等の発生状況の把握

- ・活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】

□施設の点検

- ・活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する取組内容】

□施設の点検

- ・活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】

□施設の点検

- ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

イ 年度活動計画の策定

□年度活動計画の策定

- ・点検・機能診断結果も踏まえて、次の2の実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 実践活動

ア 農用地に関する取組内容

①遊休農地発生防止のための保全管理等

□遊休農地発生防止のための保全管理

- ・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。

②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り

畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

防風林の枝払い・下草の草刈り

- ・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

融雪排水促進のための対策

- ・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）

③施設の適正管理

鳥獣害防護柵の適正管理

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

防風ネットの適正管理

- ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

④異常気象時の対応

異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。

異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

イ 水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容

①水路の草刈り

水路の草刈り

- ・通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②水路の泥上げ

水路の泥上げ

- ・活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③施設の適正管理

かんがい期前の注油

- ・活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

ゲート類等の保守管理

- ・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

水路の積雪被害防止

- ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。
(※融雪剤の使用は除く)

④異常気象時の対応

異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。
- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、

地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。
- ・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び附帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

ウ 農道に関する取組内容

①路肩、法面の草刈り

路肩、法面の草刈り

- ・活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②側溝の泥上げ

側溝の泥上げ

- ・活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③施設の適正管理

路面の維持

- ・活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

農道の除排雪

- ・活動計画書に位置付けた農道について、急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。（※融雪剤の使用は除く）

④異常気象時の対応

異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

エ ため池に関する取組内容

①ため池の草刈り

ため池の草刈り

- ・活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②ため池の泥上げ

ため池の泥上げ

- ・活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③附帯施設の適正管理

かんがい期前の施設の清掃・防塵

- ・活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

管理道路の管理

- ・活動計画書に位置付けたため池の管理道路を適正に管理（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

ゲート類の保守管理

- ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の室内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

④異常気象時の対応

異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び附帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

3) 研修

①事務・組織運営に関する研修

活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修

- ・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。

②地域内での話合い

地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話合い

- ・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、地域内での話合いを行うこと。

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催

農業者に対する意向調査、農業者による現地調査

不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査

地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ

- ・交流会の開催

地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査

有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催

資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する
地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

第1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

(1) 施設の軽備な補修

地域活動指針			活動要件
活動項目		取組	
機能 診断・ 計画 策定	機能診断	<p>【農用地】</p> <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		<p>【水路（開水路、パイプライン）】</p> <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理	
		<p>【農道】</p> <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理	
		<p>【ため池（管理道路含む）】</p> <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理	
	年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度実施する。
実践 活動	農 用 地	畦畔・農用地法面等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、畦畔の再構築、水路側壁のはらみ修正等、必要な取組を毎年度実施する。
		施設	
	水路	<input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正 <input type="checkbox"/> 目地詰め <input type="checkbox"/> 表面劣化に対するコーティング等 <input type="checkbox"/> 不同沈下に対する早期対応	

			<input type="checkbox"/> 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 <input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去 <input type="checkbox"/> 水路法面の初期補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 <input type="checkbox"/> パイプラインの破損施設の補修 <input type="checkbox"/> パイプ内の清掃	
		付帯施設	<input type="checkbox"/> 給水栓ボックス基礎部の補強 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> 給水栓に対する凍結防止対策 <input type="checkbox"/> 空気弁等への腐食防止剤の塗布等	
	農道	農道	<input type="checkbox"/> 路肩、法面の初期補修 <input type="checkbox"/> 軌道等の運搬施設の維持補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	
		付帯施設	<input type="checkbox"/> 側溝の目地詰め <input type="checkbox"/> 側溝の不同沈下への早期対応 <input type="checkbox"/> 側壁の裏込材の充填 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修	
	ため池	堤体	<input type="checkbox"/> 遮水シートの補修 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面劣化への対応 <input type="checkbox"/> 堤体浸食の早期補修 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	
		付帯施設	<input type="checkbox"/> 破損施設の補修	
研修	機能診断・補修技術等の研修	<input type="checkbox"/> 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 <input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 <input type="checkbox"/> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。	

(2) 農村環境保全活動

	活動項目	取組	活動要件
	テーマ		
計画策定	生態系保全	<input type="checkbox"/> 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	<input type="checkbox"/> 水質保全計画の策定 <input type="checkbox"/> 農地の保全に係る計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	<input type="checkbox"/> 景観形成・生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	<input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 <input type="checkbox"/> 地下水かん養に係る地域計画の策定	
	資源循環	<input type="checkbox"/> 資源循環に係る地域計画の策定	
啓発・普及	共通	<p>【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】</p> <input type="checkbox"/> 広報活動 <input type="checkbox"/> 啓発活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための広報活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。
	<p>【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】</p> <input type="checkbox"/> 地域住民等との交流活動 <input type="checkbox"/> 学校教育等との連携 <input type="checkbox"/> 行政機関等との連携		
実践活動	生態系保全	<input type="checkbox"/> 生物の生息状況の把握 <input type="checkbox"/> 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 <input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適正管理 <input type="checkbox"/> 放流・植栽を通じた在来生物の育成 <input type="checkbox"/> 外来種の駆除 <input type="checkbox"/> 希少種の監視	生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。
	水質保全	<input type="checkbox"/> 水質保全を考慮した施設の適正管理	

	<input type="checkbox"/> 水田からの排水（濁水）管理 <input type="checkbox"/> 循環かんがいの実施 <input type="checkbox"/> 非かんがい期における通水 <input type="checkbox"/> 水質モニタリングの実施・記録管理 <input type="checkbox"/> 排水路沿いの林地帯等の適正管理 <input type="checkbox"/> 沈砂池の適正管理 <input type="checkbox"/> 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 <input type="checkbox"/> 管理作業の省力化による水資源の保全	管理等の取組を毎年度1つ以上実施する。
景観形成・生活環境保全	<input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 <input type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等 <input type="checkbox"/> 農用地等を活用した景観形成活動 <input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 <input type="checkbox"/> 農用地からの風塵の防止活動 <input type="checkbox"/> 施設等の定期的な巡回点検・清掃	景観形成・生活環境保全を図るため、農業用水の地域用水としての利用・管理等の取組を毎年度1つ以上実施する。
水田貯留機能増進・地下水かん養	<input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動 <input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 <input type="checkbox"/> 水源かん養林の保全	水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。
資源循環	<input type="checkbox"/> 地域資源の活用・資源循環のための活動	資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環のための活動を毎年度実施する。

（3）多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	<input type="checkbox"/> 遊休農地の有効活用 <input type="checkbox"/> 農地周りの共同活動の強化 <input type="checkbox"/> 地域住民による直営施工 <input type="checkbox"/> 防災・減災力の強化 <input type="checkbox"/> 農村環境保全活動の幅広い展開 <input type="checkbox"/> 医療・福祉との連携 <input type="checkbox"/> 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。

第2 取組の説明

1 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

（1）施設の軽微な補修

1）機能診断・計画策定

ア機能診断

【農用地に関する取組内容】

□施設の機能診断

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】

□施設の機能診断

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。
- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する取組内容】

□施設の機能診断

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】

□施設の機能診断

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」

に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ年度活動計画の策定

□年度活動計画の策定

- ・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 実践活動

ア 農用地に関する取組内容

①畦畔・農用地法面等

□畦畔の再構築

- ・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□農用地法面の初期補修

- ・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

②施設

□暗渠施設の清掃

- ・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。

□農用地の除れき

- ・生産性の確保による遊休農地発生防止のために、石れき等の除去を行うこと。

□鳥獣害防護柵の補修・設置

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。

□防風ネットの補修

- ・防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

□きめ細やかな雑草対策

- ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

イ 水路に関する取組内容

①水路

水路側壁のはらみ修正

- ・ 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

目地詰め

- ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

表面劣化に対するコーティング等

- ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

不同沈下に対する早期対応

- ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修

- ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

水路に付着した藻等の除去

- ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

水路法面の初期補修

- ・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

- ・ 水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

パイプ内の清掃

- ・ パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

②附帯施設

給水栓ボックス基礎部の補強

- ・ 特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

給水栓に対する凍結防止対策

- ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

空気弁等への腐食防止剤の塗布等

- ・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

ウ 農道に関する取組内容

①農道

路肩、法面の初期補修

- ・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

軌道等の運搬施設の維持補修

- ・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

- ・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

側溝の目地詰め

- ・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

側溝の不同沈下への早期対応

- ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

側溝の裏込材の充填

- ・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

エ ため池に関する取組内容

①堤体

遮水シートの補修

- ・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

コンクリート構造物の目地詰め

- ・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

コンクリート構造物の表面劣化への対応

- ・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

堤体侵食の早期補修

- ・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

- ・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

遮光施設の補修等

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

3) 研修（機能診断・補修技術等の研修）

対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

- ・対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修

- ・対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるよう

に、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修

- ・対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

(2) 農村環境保全活動

1) 計画策定

①生態系保全

生物多様性保全計画の策定

- ・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

②水質保全

水質保全計画の策定

- ・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

農地の保全に係る計画の策定

- ・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

③景観形成・生活環境保全

景観形成・生活環境保全計画の策定

- ・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

④水田貯留機能増進

水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

- ・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

地下水かん養に係る地域計画の策定

- ・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

⑤資源循環

資源循環に係る地域計画の策定

- ・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

2) 啓発・普及

① 広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する取組内容

□ 広報活動

- ・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- ・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。

□ 啓発活動

- ・地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

② 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する取組内容

□ 地域住民等との交流活動

- ・活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- ・地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- ・生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。
- ・農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。
- ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□ 学校教育等との連携

- ・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□ 行政機関等との連携

- ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。

- ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。

③地域内の規制等の取り決めに関する取組内容

□地域内の規制等の取り決め

- ・農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

3) 実践活動

①生態系保全

□生物の生息状況の把握

- ・地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

- ・地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巢ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。
- ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

- ・遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。
- ・鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。
- ・魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設

置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□放流・植栽を通じた在来生物の育成

- ・生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。
- ・水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。
- ・デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□外来種の駆除

- ・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

□希少種の監視

- ・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

②水質保全

□水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正

な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

- ・水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□水田からの排水（濁水）管理

- ・水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□循環かんがいの実施

- ・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□非かんがい期における通水

- ・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□水質モニタリングの実施・記録管理

- ・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

- ・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

- ・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜柵の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

- ・水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

□管理作業の省力化による水資源の保全

- ・管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

③景観形成・生活環境保全

□農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。
- ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。
- ・集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。
- ・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□景観形成のための施設への植栽等

- ・農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

- ・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

- ・農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。
- ・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□伝統的施設や農法の保全・実施

- ・はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。

- ・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□農用地から風塵の防止活動

- ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
- ・畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

④水田貯留機能増進・地下水かん養

□水田の貯留機能向上活動

- ・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。
- ・大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

□水田の地下水かん養機能向上活動

- ・水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。
- ・水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林の保全

- ・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

⑤資源循環

□地域資源の活用・資源循環のための活動

【有機性物質のたい肥化】

- ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

- ・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

- ・地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

- ・地域内にある農業用水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

【太陽光発電施設の適正管理】

- ・地域内にある農地やため池等の農業用施設を活用した太陽光発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、太陽光発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

(3) 多面的機能の増進を図る活動

□遊休農地の有効活用

- ・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

□農地周りの共同活動の強化

- ・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

□地域住民による直営施工

- ・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

□防災・減災力の強化

- ・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

□農村環境保全活動の幅広い展開

- ・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の

質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定めるの活動を実施する対象組織が対象)。

□医療・福祉との連携

- ・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。

□農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

□広報活動

- ・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット・機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

2 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び以下の活動を実施する対象組織を対象とする。

(1) 農業用水の保全

ア 循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

- ・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 浄化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

- ・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

- ・農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

末端ゲート・バルブの自動化等

- ・管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

給水栓・取水口の自動化等

- ・管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

グリーンベルト等の設置

- ・農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

防風林の設置

- ・活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

水田魚道の設置

- ・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

水路魚道の設置

- ・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

生息環境向上施設の設置

- ・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

生物の移動経路の確保

- ・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野

生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）の設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

水環境回復のための節水かんがいの導入

- ・排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

カバープランツ（地被植物）の設置

- ・管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

法面への小段（犬走り）の設置

- ・管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

(4) 専門家の指導

専門家による技術的指導の実施

- ・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設、
対象活動に関する指針

第1 対象施設、対象活動の項目

対象施設		対象活動	
		補修	更新等
集落が管理する施設	水路 (開水路) (パイプライン)	(水路本体) <input type="checkbox"/> 水路の破損部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路の老朽化部分の補修 <input type="checkbox"/> 水路側壁の嵩あげ <input type="checkbox"/> U字フリューム等既設水路の 再布設 (附帯施設) <input type="checkbox"/> 集水枿、分水枿の補修 <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの補修 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修 <input type="checkbox"/> バルブの補修 <input type="checkbox"/> 取水施設の補修 <input type="checkbox"/> 除塵施設の補修	(水路本体) <input type="checkbox"/> 素堀り部分からコンクリート 水路への更新 <input type="checkbox"/> 水路の更新（一路線全体） (附帯施設) <input type="checkbox"/> ゲート、ポンプの更新 <input type="checkbox"/> 安全施設の設置 <input type="checkbox"/> バルブの更新 <input type="checkbox"/> 取水施設の更新
	農道（全幅 2.5m以上）	(農道本体) <input type="checkbox"/> 農道路肩、農道法面の補修 <input type="checkbox"/> 舗装の打換え（一部） (附帯施設) <input type="checkbox"/> 農道側溝の補修 <input type="checkbox"/> 橋梁の床版、高欄、舗装箇所 等の補修	(農道本体) <input type="checkbox"/> 未舗装農道を舗装（砂利、コ ンクリート、アスファルト） (附帯施設) <input type="checkbox"/> 側溝蓋の設置 <input type="checkbox"/> 土側溝をコンクリート側溝に 更新 <input type="checkbox"/> 橋梁の床版、高欄、舗装箇所 等の設置、更新
	ため池	(ため池本体) <input type="checkbox"/> 洗堀箇所の補修 <input type="checkbox"/> 漏水箇所の補修 <input type="checkbox"/> 堆積土砂の浚渫 (附帯施設) <input type="checkbox"/> 取水施設の補修 <input type="checkbox"/> 洪水吐の補修 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修	(ため池本体) (附帯施設) <input type="checkbox"/> ゲート、バルブの更新 <input type="checkbox"/> 安全施設の設置

農地に係る施設	排水施設		<input type="checkbox"/> 暗渠排水の設置、更新
		<input type="checkbox"/> 一筆排水柵の補修	<input type="checkbox"/> 一筆排水柵の設置、更新
	取水施設	<input type="checkbox"/> 給水栓の補修	<input type="checkbox"/> 給水栓の設置、更新
	管理用施設	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の補修	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の設置、更新
			<input type="checkbox"/> 法面の管理用小段設置
	農地		<input type="checkbox"/> 遊休農地の解消
	農地		<input type="checkbox"/> 畦畔の除去
生態系保全施設		<input type="checkbox"/> 生態系保全施設の設置、更新	

第2 取組の説明

1 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

（1）水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

ア 水路本体

① 補修

水路の破損部分の補修

- ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路の老朽化部分の補修

- ・目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路側壁の嵩上げ

- ・水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

U字フリューム等既設水路の再布設

- ・水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。
- ・大型フリューム等の水路内の堆積土砂が常態化し、通水機能に支障がでている場合、土砂撤去及び水路勾配修正等の土砂流入防止の対策を行うこと。

② 更新等

素堀り水路からコンクリート水路への更新

- ・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

水路の更新（一路線全体）

- ・老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。

イ 附帯施設

① 補修

集水枡、分水枡の補修

- ・ 集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

バルブの補修

- ・ バルブの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

取水施設の補修

- ・ 取水を円滑に行うため、頭首工等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

除塵施設の補修

- ・ スクリーン・除塵機の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

② 更新等

ゲート、ポンプの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

安全施設の設置

- ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

バルブの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているバルブについて、更新による対策を行うこと。

取水施設の更新

- ・ 老朽化等により取水に支障が生じている頭首工等について、更新による対策を行うこと。

(2) 農道に関する対象活動

ア 農道本体

① 補修

農道路肩、農道法面の補修

- ・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
- ・ 農道橋については、鋼橋などの塗装が剥げ落ちるなど劣化が生じ、腐食が進むことが想定される場合に、再塗装等の補修を行うこと。
- ・ 農道の維持管理等に支障が生じ、路面の凹凸、輪だち等により車両の安全通行に著しく支障が生じている場合、路床の安定処理や路床置換等の現場状況に応

じた工法により対策を行うこと。

□舗装の打換え（一部）

- ・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、輪だち、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。
- ・農道の維持管理等に支障が生じ、路面の凹凸、輪だち等により車両の安全通行に著しく支障が生じている場合、路床の安定処理や路床置換等の現場状況に応じた工法により対策を行うこと。

□橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の補修

- ・通行上、支障をきたすことのないよう、床版、舗装箇所等の補修による対策を行うこと。また、安全対策のため、高欄の補修対策を行うこと。

② 更新等

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

□橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の設置、更新

- ・老朽化等により通行に支障が生じている場合、床版、舗装箇所等の更新による対策を行うこと。また、安全対策のため、高欄の更新を行うこと。

イ 附帯施設

① 補修

□農道側溝の補修

- ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

② 更新等

□側溝蓋の設置

- ・農道において、側溝に蓋がないために車両通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

(3) ため池に関する対象活動

ア ため池本体

① 補修

□洗堀箇所の補修

- ・ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

□漏水箇所の補修

- ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

② 更新等

□堆積土砂の浚渫

- ・池底の土砂堆積により、貯水機能又は底補の機能に支障が生じている場合、堆積土砂の浚渫を行うこと。

イ 附帯施設

① 補修

□取水施設の補修

- ・ため池の堅樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

- ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

② 更新等

□ゲート、バルブの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。
- ・ため池の後法面などの長大法面で、転落・転倒など危険性から草刈りなどの日常管理に支障が生じている場合、安全対策として管理用小段を設置すること。

(4) 農地に関する対象活動

ア 農地

① 補修

□一筆排水柵の補修

- ・集落の合意に基づき、一筆排水柵が老朽化等により排水機能に支障が出ている場合、補修等の対策を行うこと。

□給水栓の補修

- ・集落の合意に基づき、一筆給水栓が老朽化等により取水機能に支障が出ている

場合、補修等の対策を行うこと。

□鳥獣害防護柵の補修

- ・集落の合意に基づき、鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に支障がでており農作物への被害がある場合、補修等の対策を行うこと。

② 更新等

□暗渠排水の設置、更新

- ・集落の合意に基づき、ほ場の著しい排水不良や湧水により、農作業環境と作物の生育環境が不良となった場合、暗渠排水・湧水処理施設を設置・更新することにより対策を行うこと。但し、暗渠排水を実施する場合は、田畑輪換を行う農地を対象とすること。

□一筆排水柵の設置、更新

- ・集落の合意に基づき、一筆排水柵が老朽化等により取水機能に支障が出ている場合又は、新たに水田貯留に取り組む場合、更新等の対策を行うこと。

□給水栓の設置、更新

- ・集落の合意に基づき、一筆給水栓が老朽化等により取水機能に支障が出ている場合、更新等の対策を行うこと。

□鳥獣害防護柵の設置、更新

- ・集落の合意に基づき、鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に支障がでており農作物への被害がある場合、更新等の対策を行うこと。

□法面の管理用小段設置

- ・集落の合意に基づき、草刈りなどの日常管理に支障が出ている場合、管理用小段を設置すること。

□遊休農地の解消

- ・集落の合意に基づき、遊休農地が雑草や雑木の繁茂、病虫害発生、景観への悪影響等により、周辺環境に被害を及ぼす場合、遊休農地の多様な活用を図るため、樹木の伐採や耕耘等必要な対策を行うこと。

□畦畔の除去

- ・集落の合意に基づき、遊休農地の発生を抑制するため、畦畔の除去により簡易な基盤整備を行うこと。

□生態系保全施設の設置、更新

- ・集落の合意に基づき、農村環境に配慮するため、ビオトープ・水田魚道等の生態系保全施設を設置すること。